

平成20年4月1日から

鳥取県特別医療費助成制度が変わります

～青色の特別医療費受給資格証の制度について～

小児の通院に係る助成対象が拡大されます。

5歳未満 → 小学校就学前まで

注) 岩美町は従来どおりです。ただし、5歳以上就学前のお子さんにつきましても特別医療の受給資格証を交付します。

小児、ひとり親家庭、特定疾病の低所得者世帯に係る入院費の負担が軽減されます。

入院費
自己負担額1,200円/日
(負担上限なし 月最高37,200円まで負担) → 負担上限：月15日まで
(月最高18,000円まで負担)

低所得者世帯・・・市町村民税非課税世帯で「限度額適用・標準負担額減額認定証」等の交付を受けたかた

重度の障害児・者のかたについても医療費の一部負担が必要となります。

月額負担上限額 (1医療機関ごと)

- (1) 市町村民税非課税世帯のかたについては、これまでどおり全額助成します。(自立支援医療の対象となるかたは、当該医療の申請が必要です。)
- (2) 市町村民税課税世帯のかたで、一定以上の所得の方()は助成の対象外となります。、のかたは、本人の所得に応じて、1医療機関ごとに月額負担上限額まで、総医療費の原則1割負担となります。

所得区分	世帯	市町村民税課税世帯		
	市町村民税非課税世帯	市町村民税非課税のかた	老年福祉年金支給要件の所得額未満のかた	老年福祉年金支給要件の所得額以上のかた
負担	本人	市町村民税非課税のかた	1,000円/月	2,000円/月
	通院	全額助成(本人負担なし)	1,000円/月	2,000円/月
入院	従来どおり	5,000円/月	10,000円/月	(医療保険制度に基づく自己負担額)

老年福祉年金支給要件の所得額とは
年間所得額1,595千円〔扶養親族0人の場合〕(給与収入になおすと約2,536千円)なお、所得には障害基礎年金、特別障害者手当等は含まれません。

- (3) 助成対象のかた、(、)に対する軽減策として、自立支援医療の高額治療継続者(人工透析や統合失調症など)に該当するときは、その該当する自立支援医療の自己負担分の全額を助成します。

全ての受給者のかたについて

- ・入院時の食事療養費(食材料費)の負担が必要となります。
- ・院外薬局での負担はこれまでどおり無料です。

問い合わせ先 住民生活課 ☎73-1415